

1 趣旨

国家公安委員会等に対して行われる申請等や、これらが行う処分通知等のオンライン化に向けて、その実現に必要なとなる制度面の環境整備を図るため、標記の規則案等を公表し、意見を募集するもの。

2 規則案等の概要

申請等及び処分通知等のオンライン化に必要なとなるシステム面の環境整備を機動的かつ柔軟に行うことができるよう、次のような改正等を行う。

なお、(1)及び(2)は国家公安委員会が単独で所管する法令に基づく手続を、(3)は複数の行政機関が共同で所管する法令に基づく手続を適用対象とする。

(1) 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則関係

イ 書面への記名等に相当する措置について、電子署名のほか、各手続の性質に応じた柔軟な措置を採用できるようにする。

ロ 自動車安全運転センターが行う事故証明書の交付等に係る手続をオンライン化の対象となり得る手続に追加する。

(2) 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示等関係

イ 前記(1)イの措置として、ID・パスワードの入力等を定める。

ロ 申請書に添付する書面等のデータを送達する方法として、デジタルカメラ、スキャナ等を用いる場合には記録日時を記録すべきことを定める。

(3) 平成16年内閣府告示第5号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の全部を改正する件等関係

イ オンライン化の対象となり得る手続を別表で個別に指定する方法を廃止する。

ロ 前記(2)と同様の規定を整備する。

3 期間

令和3年4月26日（月）から5月25日（火）までの間（30日間）

公安委員会 説明資料No. 2	「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について	令和3年4月22日 交 通 局
<p>1 意見募集の趣旨</p> <p>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和3年4月24日（土）から令和3年5月23日（日）まで（30日間）</p> <p>3 主な内容</p> <p>(1) 道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案</p> <p>【道路交通法施行令関係】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ミニカー及び小型特殊自動車の積載物の重量の制限を改める。・ 反則金の納付等の方法として、反則金の収納に関する事務を行う都道府県警察の職員が当該事務のために管理する口座への振込みによる方法を新たに定める。 <p>【予算決算及び会計令関係】</p> <p>出納官吏等の収納手続の例外として、財務大臣の定める場合には、領収証書を納入者に交付することを要しないことを定める。</p> <p>(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案</p> <p>振込みによる反則金の納付等において明らかにする事項を定める。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和3年6月28日</p>		

<p>公安委員会 説明資料 No. 3</p>	<p>令和2年度会計監査実施結果 について</p>	<p>令和3年4月22日 長官官房</p>
<p>1 重点項目及び対象部署 契約及び捜査費の執行を重点項目とし、74部署に対して実施した。</p> <p>2 会計監査の実施結果</p> <p>(1) 特徴 経費の執行に関し、ほとんどの部署においては適正に行われており、改善措置を講じる必要がある指示事項はなかったが、一部の部署において、所要の手続が執られていないなど会計経理上の過誤が認められた。</p> <p>(2) 主な指導事項</p> <p>ア 契約 物品調達単価契約に関し、年度途中で予定数量を大幅に上回った項目について、契約見直しの必要性を検討していなかった。</p> <p>イ 捜査費の執行 捜査員の出張に係る経費を旅費で支給すべきところ、捜査費で執行していた。</p> <p>ウ 物品管理及び旅費その他の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央調達物品について、着荷検査を適正に実施していなかった。 ○ 旅費支給手続に旅行終了から精算日まで3か月以上を要する遅延が認められた。 <p>3 今後の方針 令和2年度の会計監査実施結果を踏まえ、令和3年度会計監査実施計画に基づき厳正な会計監査を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。</p>		

1 課題

(1) SMS認証とその機能

- 「SMS認証」とは、ショートメッセージサービス（SMS）で利用者の番号に認証コードを通知し、当該コードを用いて認証する方式。
- 通常は、利用者が自ら用いる本人確認済の携帯電話の番号に当該認証コードが通知されることから、金融機関等においては、ID・パスワードによる認証に加え、SMS認証を利用者に実施させる「二経路認証」を採用。なりすまし等による不正認証を防止。

(2) SMS認証代行とその問題点

- 「SMS認証代行」は、通信事業者とSMS機能付データ通信に係る契約をし、利用者に当該契約に係る番号を提供。また、当該番号に通知された認証コードを利用者に代わって受領し利用者に提供。
- 利用者は、SMS認証代行から番号・認証コードの提供を受けることにより、なりすまし等による不正アカウントの設定が可能。
- 通信事業者の中には、本人確認をすることなくSMS認証代行と契約するものがあり、警察捜査における事後追跡性の確保に支障。

2 サイバーセキュリティ政策会議及びIT業界団体の提言

(1) 令和2年度サイバーセキュリティ政策会議の提言

報告書において、通信事業者による上記契約時の本人確認の徹底や犯罪インフラを提供する悪質事業者の摘発強化を提言。

(2) IT業界団体の提言

(一社)日本IT団体連盟は、SMSを用いた二経路認証の抜け道になっているとして上記契約時の本人確認の徹底を提言。

3 警察における対策

(1) 通信事業者の業界団体に対する要請

令和3年1月、総務省と連携して、(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会に対し、契約時の確実な本人確認を要請。同要請を受け、同月、加盟事業者の自主的な取組として、SMS機能付データ通信契約に係る本人確認を実施することを申し合わせ。

(2) 取締りの強化

都道府県警察に対し、SMS認証代行を含む犯罪インフラに関し、法令に違反する悪質事業者に対する取締りの強化を指示。

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>警視庁公安部による私電磁的記録不正 作出・同供用事件被疑者の検挙について</p>	<p>令和3年4月22日 警備企画課</p>
<p>1 送致年月日 令和3年4月20日（火）</p> <p>2 送致罪名 私電磁的記録不正作出・同供用（刑法第161条の2第1項、同条第3項）</p> <p>3 被疑者 国 籍 中華人民共和国 職 業 中国国営の大手情報通信企業に勤務するシステムエンジニア 中国共産党員 氏 名 甲 男（30歳代）</p> <p>4 事案概要 被疑者は、日本のレンタルサーバの契約に際し、平成28年9月から平成29年4月までの間、合計5回にわたり、住所、氏名、生年月日、電話番号等虚偽の契約者情報により会員登録を行い、会員登録等の事実証明に関する電磁的記録を不正に作出したものの。</p> <p>5 事案の背景 ○ 本事案を通じて契約された日本のレンタルサーバは、日本製ソフトウェアのゼロデイぜい弱性（※当時、未把握であったぜい弱性）を用いた、JAXA等に対するサイバー攻撃に悪用されることとなった。 ○ 各種捜査を通じて判明した情報等から、警察として、以下のとおり評価するに至った。 ・ JAXA等に対するものを含む一連のサイバー攻撃が、Tickと呼ばれるサイバー攻撃集団によって実行されたこと ・ 当該Tickの背景組織として、山東省青島市を拠点とする中国人民解放軍第61419部隊が関与している可能性が高いこと</p> <p>6 今後の捜査方針 引き続き、警視庁公安部サイバー攻撃対策センターと外事第二課が協力して、一連のサイバー攻撃に関与した中国人に対する追求捜査を含め、実態解明を推進していく方針。</p>		

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 6</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年4月22日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【4月21日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～537,317人（死亡9,671人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～142,149,899人（死亡3,034,459人）</p> <p>2 政府の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>(2) 7都府県に緊急事態宣言を発出（令和2年4月7日）。緊急事態措置区域を全国に拡大（同月16日）。段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除（同年5月25日）。</p> <p>4都県に緊急事態宣言を再度発出（令和3年1月8日）。緊急事態措置区域を11都府県に拡大（同月14日）。段階的に緊急事態措置区域を縮小し、4都県の緊急事態措置を終了（同年3月21日）。</p> <p>(3) まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）の実施を決定（令和3年4月5日から5月5日までの間、宮城県、大阪府、兵庫県）。重点措置を実施すべき区域の追加（同年4月12日から5月5日までの間、京都府、沖縄県。4月12日から5月11日までの間、東京都。4月20日から5月11日までの間、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県）。</p> <p>(4) 国内の感染状況が厳しい状況や海外からの入国者から変異株が確認された事例を踏まえ、水際対策を更に強化（令和2年12月28日から全ての国・地域からの新規入国の一時停止。令和3年1月14日からビジネストラック等の一時停止）。</p> <p>現在、152か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長6日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請し、待機期間中の健康フォローアップ等を実施。</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施</p> <p>(3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等</p> <p>(4) 感染拡大防止のための取組の徹底</p>		